

函館地方・家庭裁判所からのお知らせ

そのお悩み、裁判所の **調停** で解決しませんか？

▶▶▶ 民事調停 ◀◀◀

貸した
お金を返してもらいたい

交通事故にあってしまった

お隣の騒音で困っている

▶▶▶ 家事調停 ◀◀◀

離婚したいけれど
冷静に話し合えない

養育費をもらいたいけれど
直接交渉するのは難しい

遺産相続について
きょうだいでもめている

などなど…

調停とは、裁判所がお互いの言い分を聴いて、
話し合いによって問題の解決を図る手続です。



01.

手続が簡単

02.

費用が安い

03.

判決と同じ
効果

04.

秘密が守られる

調停制度発足100周年
広報用キャラクター
「アイアイアイ」



調停について、詳しくは裁判所ウェブサイト（<https://www.courts.go.jp/>）をご覧ください。



◀ 民事調停についてはこちら
家事調停についてはこちら ▶



または

裁判所 民事調停 🔍

裁判所 家事調停 🔍

で検索！

※お問い合わせ先 函館簡易裁判所 (TEL: 0138-38-2340)
函館家庭裁判所 (TEL: 0138-38-2350)